

練馬区第 4 次一般廃棄物処理基本計画

(素案)

平成 28 年 10 月

練 馬 区

目 次

はじめに	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	2
3 対象地域・対象廃棄物	2
4 計画の評価・点検方法	2
本編	4
1 区が進めてきた清掃・リサイクル事業の特徴	4
2 第3次一廃計画の評価	5
3 取り組むべき清掃・リサイクル事業の課題	6
4 第4次一廃計画に向けて	13
5 基本理念	14
6 施策体系	15
基本方針 ごみの発生抑制・再使用の促進	16
基本方針 多様な資源循環の推進	18
基本方針 適正処理の推進	20
基本方針 情報発信および参画・連携体制の充実	22
7 達成効果	24
8 資源・ごみの処理体制	25
9 生活排水の処理体制	28
資料編	30
1 人口と事業所	30
2 資源回収・ごみ収集実績	32
3 排出実態調査の概要	34
4 第3次一廃計画の進捗状況	36
5 年度別推計	38

本文および図表中の実績データの内、平成22年国勢調査結果を用いているものについては、データが公表され次第、平成27年国勢調査結果に置き換える予定です。

はじめに

1 計画の位置づけ

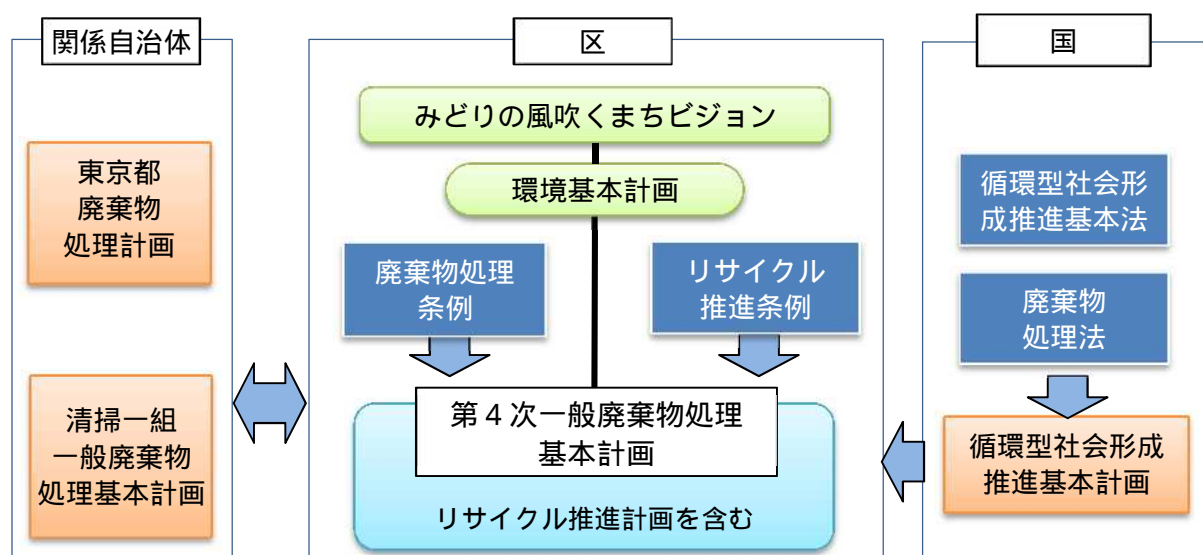
平成 27 年 3 月、区は、今後の区政運営の方向性を明らかにした「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、「新しい成熟都市」に向けた戦略的な施策展開を図っています。

練馬区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）は、「みどりの風吹くまちビジョン」で掲げた施策「リサイクルの推進とごみの発生抑制」を具体化させる個別計画として位置づけられています。

また、国の基本計画を踏まえ、東京都および東京二十三区清掃一部事務組合¹（以下「清掃一組」という。）の廃棄物処理計画と整合させた計画とするものです。

一廃計画は、廃棄物処理法²第 6 条と、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）第 18 条の規定に基づき策定するものです。また、練馬区リサイクル推進条例第 20 条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、一廃計画の施策と不可分であることから、一廃計画に含まれるものとしています。

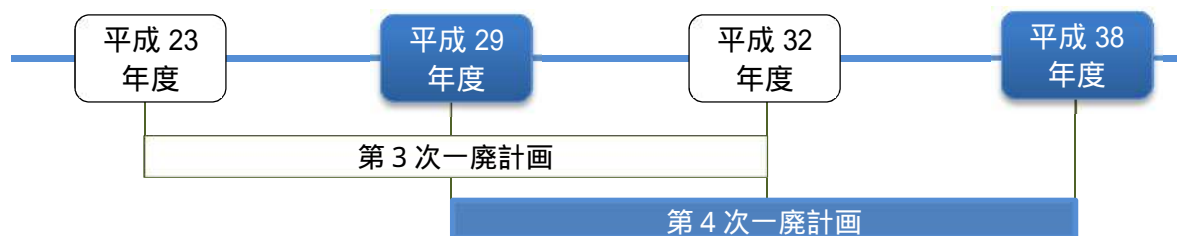
第 3 次一廃計画の策定（平成 23 年 3 月）から 5 年が経過したため、第 3 次一廃計画に掲げる施策の進捗状況の点検・評価を踏まえ、第 4 次一廃計画を策定します。



- 1 東京二十三区清掃一部事務組合：地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき、平成 12 年 4 月に設立された組織。23 区がごみを共同処理することを目的として清掃工場等の中間処理施設を共同で、管理・運営する。
- 2 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律のこと。廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

2 計画期間

第4次一廃計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。また、概ね5年ごと、あるいは法制度や社会状況など諸条件に大きな変更があった場合には一廃計画を改定します。



3 対象地域・対象廃棄物

本計画の対象地域は練馬区全域とします。対象廃棄物は区内で排出される一般廃棄物³で、産業廃棄物⁴は除きます。なお、資源物も対象とします。

4 計画の評価・点検方法

(1) 年度ごとの取組の評価

一廃計画は、毎年度進捗状況の評価・点検し、区民・事業者等が参画する練馬区循環型社会推進会議⁵にその結果を報告します。

評価結果は公表し、必要に応じて取組項目を見直し、毎年度の取組へ反映します。

(2) 計画の改定時の評価

一廃計画の改定にあたっては区内の資源・ごみの排出構造の詳細な分析や区民・事業者の意識・行動について実態を調査し、一廃計画を評価した上で、改定計画に反映させます。

3 一般廃棄物：ごみ、し尿、浄化槽汚泥など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭系廃棄物に区分される。なお、家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水という。

4 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法および政令で定める燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物および輸入された廃棄物をいう。

5 練馬区循環型社会推進会議：練馬区リサイクル推進条例第21条により、リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するため、区長の附属機関として設置する、区民、事業者、学識経験者等からなる会議。

区の清掃・リサイクル事業と関連動向

区は、集積所回収、集団回収など様々な方法で資源のリサイクル事業を行っています。また、ごみの収集は可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3区分で行っています。

ごみの中間処理⁶や最終処分⁷を実施している清掃一組や東京都、法制度を整備する国の動向は、以下のとおりです。

国の動向

国は循環型社会形成推進基本法に基づき、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年5月に閣議決定しました。「質にも着目した循環型社会の形成」を基本的方向とし、2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）の推進のための社会経済システムの構築や、使用済製品からの有用金属の回収、高度なりサイクルの推進などが盛り込まれています。

東京都の動向

東京都は、特別区の委託を受け、中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場でのごみの最終処分を実施しています。

平成28年3月、東京都は「東京都廃棄物処理基本計画」を改定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を公表しました。

改定計画では、2030年に実現する姿として、もののライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」をめざしていくことが重要であるとし、食品ロス⁸をはじめとする資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりによる廃棄物の循環的利用の促進、災害発生時の迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施のための災害廃棄物処理計画の策定などを主な施策として掲げています。

清掃一組の動向

清掃一組では、可燃ごみ・不燃ごみの中間処理（23区共同処理）を実施しています。

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による災害対策や地球温暖化対策への意識の高まりなどの社会環境の変化を踏まえ、一般廃棄物処理施設の強靱化や最終処分場の延命化に向けた取組などを掲げた、「一般廃棄物処理基本計画」を平成27年2月に策定しました。

6 中間処理：収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいう。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎選別処理、圧縮・減容処理などがある。

7 最終処分：廃棄物は、再生利用される場合を除き、最終的には埋め立てられる。これを最終処分という。

8 食品ロス：食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

本編

1 区が進めてきた清掃・リサイクル事業の特徴

区民・事業者・区が連携して、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組んだ結果、区民1人1日あたりのごみ収集量は、23区でトップクラスの少なさです。

(1) 早くから取り組んできたリサイクル事業

区は、清掃事業が都から移管される以前から、びん・缶の街区路線回収や古紙の集積所回収を導入するなど、早期からリサイクル事業に取り組んできました。

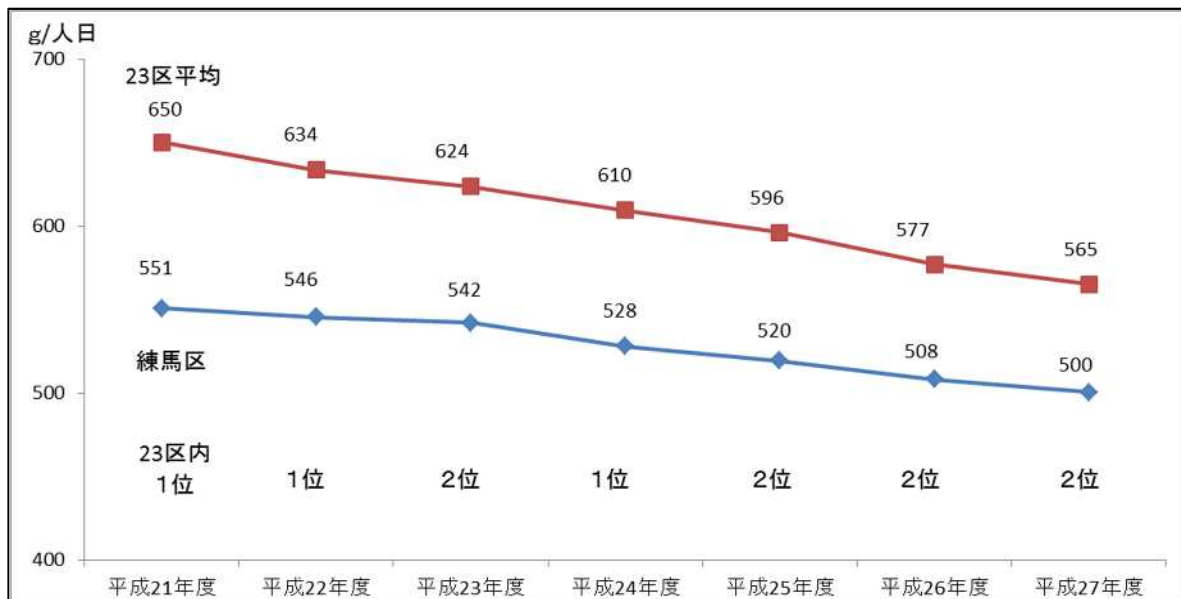
(2) 先駆的な啓発活動

区は、平成11年2月に、23区ではじめて児童を対象としたふれあい環境学習を実施しました。現在では区内すべての区立小学校や区立保育園で実施しています。また、地域の方に資源・ごみの適正な排出方法呼び掛ける青空集会などの啓発活動に取り組んできました。

(3) 区民が主体となって取り組むリサイクル活動

町会・自治会などが、平成4年から資源の集団回収を実施しており、参加する団体数は年々増加しています。また、リサイクルセンターで行われているリサイクル講座などは、区民ボランティアが主体となって企画・運営しています。

1人1日あたりのごみ収集量の推移(可燃・不燃・粗大ごみ)



出典:「清掃事業年報」(清掃一組)を元に作成

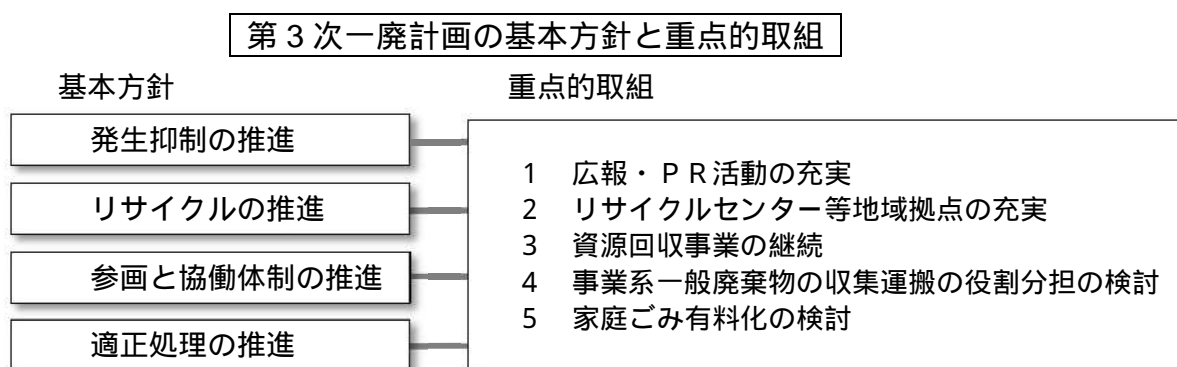
2 第3次一廃計画の評価

(1) 基本方針と重点的取組

第3次一廃計画は4つの基本方針の下、5つの重点的取組をはじめとする様々な取組を掲げ、区では順次取組を進めてきました。平成27年度時点で、未実施の取組はゼロとなっています。

重点的取組のうち、家庭ごみ有料化の検討については、第6期練馬区循環型社会推進会議の答申において「有効なごみ減量施策の一つであるものの、実施までに区として取り組むべきことがまだ残っている」とされています。

なお、詳細については「資料編4 第3次一廃計画の進捗状況」(P.36～37)をご参照ください。



(2) 基本指標

区民1人1日あたりのごみ収集量は、順調に減少を続け、平成27年度目標を達成しています。

区民1人1日あたりの資源回収量は、平成27年度目標を21g下回り未達成です。これは、新聞や雑誌の発行部数の減少やびん・缶、ペットボトルといった容器包装の軽量化が進んだことも影響していると考えられます。しかし、まだごみの中に資源化可能物が含まれている状況もあります。これを資源として回収することと、新たな資源回収に着手することは、区として取り組むべき課題です。

第3次一廃計画の基本指標の状況

指標	平成21年度 実績	平成27年度 目標	平成27年度 実績	達成状況
区民1人1日あたりのごみ収集量(g/人日)	551	509 以下	500	達成
区民1人1日あたりの資源回収量(g/人日)	173	186 以上	165	未達成

3 取り組むべき清掃・リサイクル事業の課題

環境負荷の低減や、東京都が運営する最終処分場の延命化を進めるためには、一層のごみ減量を図る必要があります。

練馬区の人口は約72万人と、23区内では世田谷区に次ぐ人口規模であり、今なお増加傾向です。また、高齢者比率が高まるとともに、単独世帯が増加するなど、世帯構成やライフスタイルの変化が進みつつあります。

こうした状況を踏まえ、今後さらにごみを減量し、リサイクルを推進するためには、区民と協働し事業者と連携しながら、これまでの取組の充実に加え、以下に示す課題を着実に解決し、区が取り組むべき方向性を明確に示すことが必要です。

さらに、首都直下地震等の災害に備え、東京都が検討している災害廃棄物処理計画の策定状況を注視し、区としても災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

(1) 区民・事業者・区の連携と協働による3Rの推進

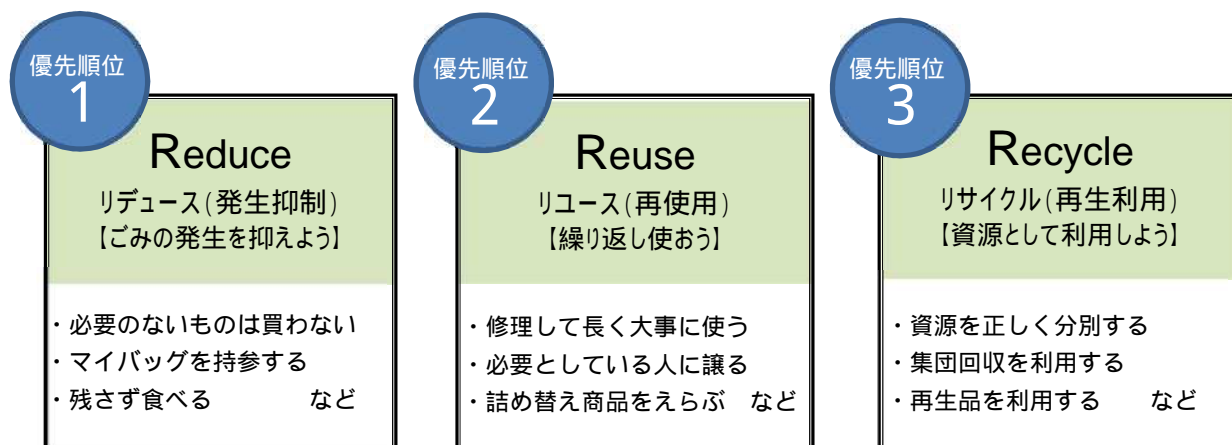
【課題】

区民・事業者・区の三者でごみの減量に向けて取り組んでいますが、3Rの内容や優先順位は、まだ十分に認知されていません。

3Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの英語の頭文字をとったものであり、ごみを減らし、資源を大切に使うための大切なキーワードです。

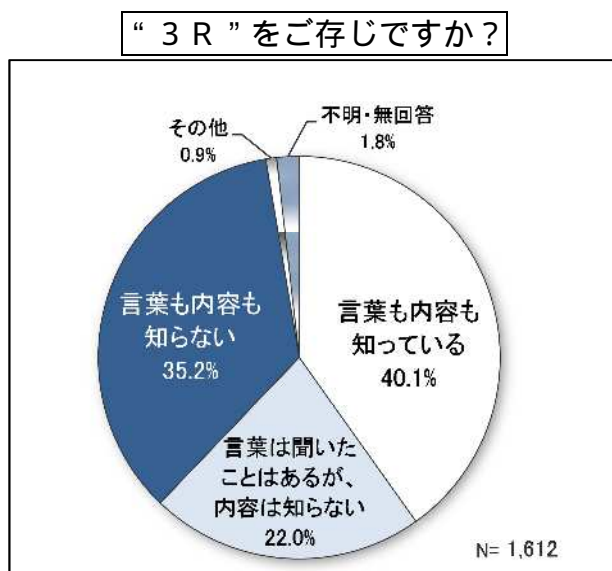
その中でも、ごみの発生を抑制するリデュースや、繰り返し使用するリユースに取り組むことが優先です。

3Rの内容と優先順位



3 Rについて、区民アンケート調査では「言葉も内容も知っている」という回答は 40.1%でした。約 6 割の区民は「3 R について十分に知らない」という結果となっています。

ごみを減量することは、処理の過程における環境負荷の軽減や、収集運搬にかかる費用の削減、最終処分場の延命化につながります。



出典：区民アンケート調査（平成 27 年度）

【取組の方向性】

区は、学校教育や地域イベントなどにおいて、区民・事業者に積極的に 3 R に関する普及啓発を進め、区民・事業者・区の三者が協働して 3 R に取り組める体制を充実していきます。

(2) ごみの排出抑制に向けて

【課題】

可燃ごみの中で最も多いのは生ごみです。その中には、まだ食べられるのに捨てられてしまうものも含まれています。

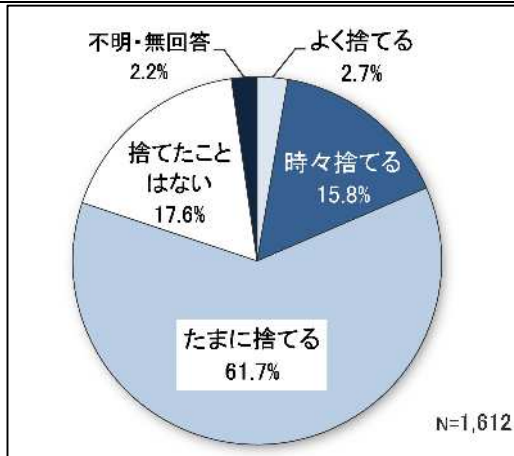
平成 27 年度組成分析調査によると、生ごみは、可燃ごみの中で 36.3% を占める、最も排出量の多い品目です。(P. 9 参照)

生ごみの中には、未利用食品や、まだ食べられるのに廃棄されてしまった食品も多く含まれています。

家庭から出される可燃ごみ中の未利用食品を組成分析調査から推定すると、1 年間で約 1,600 t になります。

区民アンケート調査では約 8 割の区民が「まだ食べられる食品を捨てたことがある」と回答しています。

まだ食べられる食品を捨てたことがありますか？



出典：区民アンケート調査（平成 27 年度）

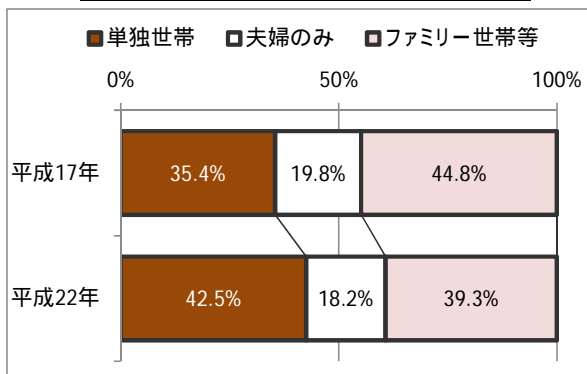
可燃ごみの中の未利用食品



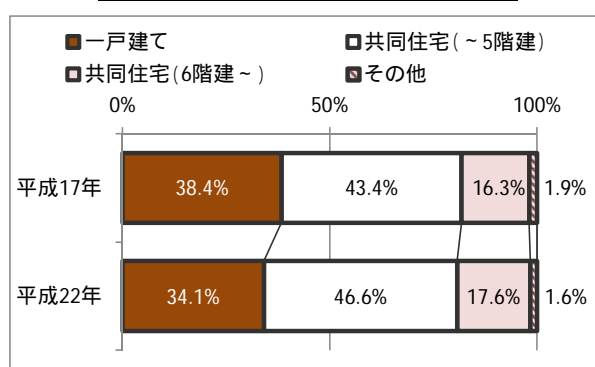
区においては、単独世帯の増加や共同住宅に住む世帯の増加など、世帯構成やライフスタイルの変化が進みつつあります。

平成 27 年度排出原単位調査から、単独世帯と 4 人以上の世帯の 1 人 1 日あたりのごみ排出量を比較すると、単独世帯の排出量が約 60%多くなっています。（P.34 参照）

世帯類型別の世帯割合の推移



住居形態別世帯割合の推移



出典：国勢調査を元に作成

【取組の方向性】

可燃ごみの中で最も多い生ごみの発生抑制に向け、これまで取り組んできた水切りの励行や生ごみ処理機の利用促進に加え、未利用食品等の食品ロスの削減に新規に取り組めます。

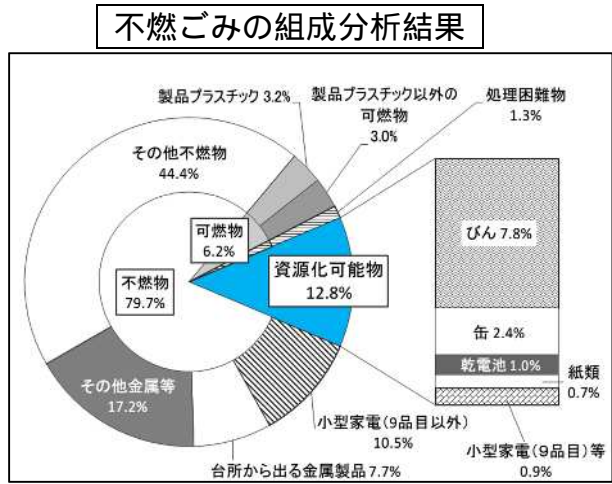
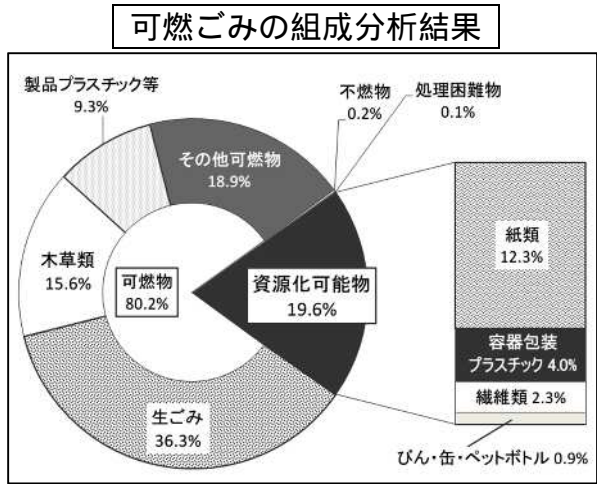
取組にあたっては、ライフスタイルや居住形態にあわせた支援を進めます。

(3) 資源リサイクルの推進に向けて

【課題】

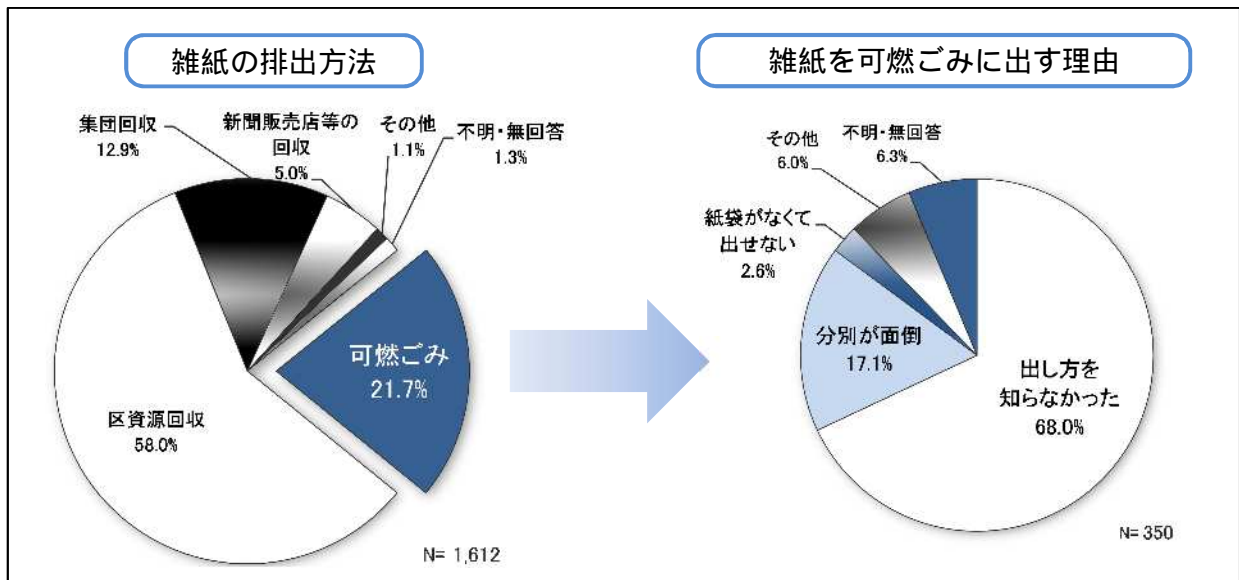
ごみの中には、分別すれば資源となるものがまだ多く含まれています。

平成 27 年度組成分析調査では、可燃ごみ中の資源化可能物が 19.6%、不燃ごみ中の資源化可能物の割合は 12.8%でした。紙類とびんは、ごみの中に多く含まれている資源化可能物です。



出典：組成分析調査（平成 27 年度）

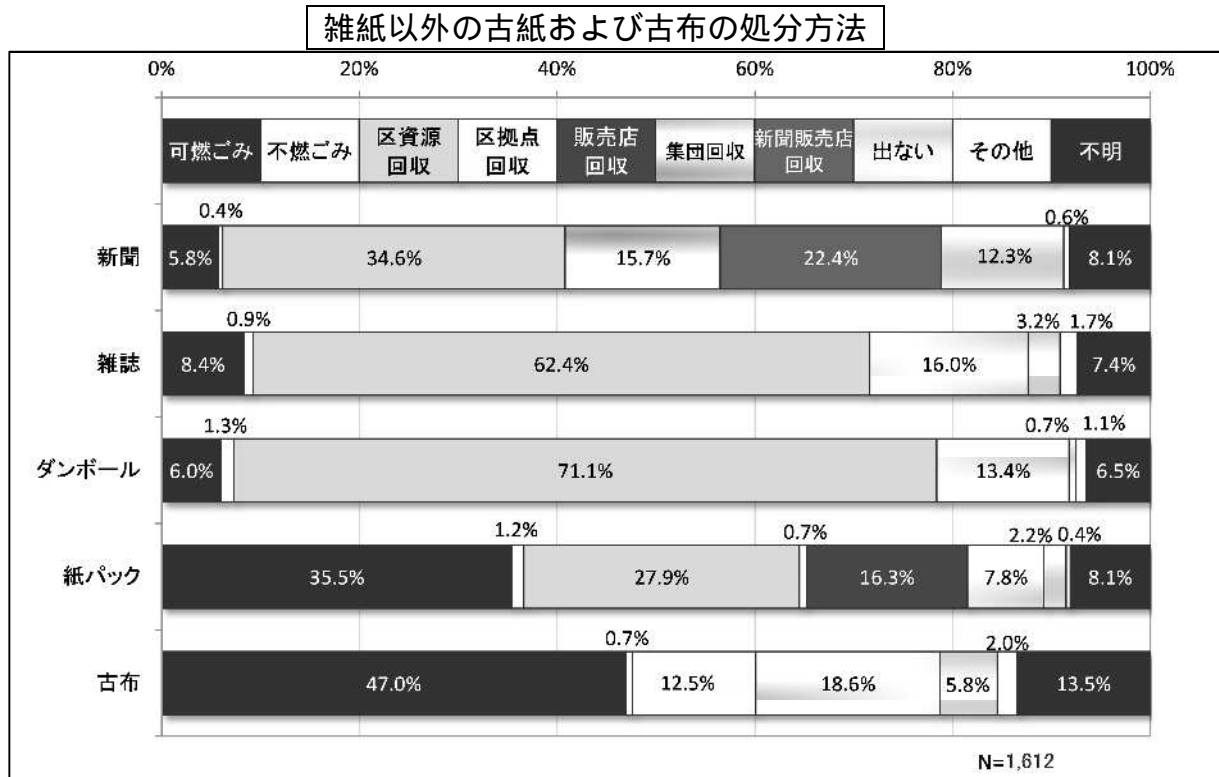
紙類の中でも、雑紙⁹（ざつがみ）は可燃ごみに出される割合が高く、その理由は区民アンケート調査によると、「出し方を知らなかった」が最も多くなっています。



出典：区民アンケート調査（平成 27 年度）

9 雑紙：紙箱、包装紙、コピー紙、投げ込みチラシ、封筒などのリサイクルできる古紙類。

古布（繊維類）は、回収日が決まっている拠点回収や、集団回収でのリサイクルを実施しています。しかし、区民アンケート調査によると拠点回収や集団回収に出すよりも、可燃ごみに出される割合が多くなっています。



出典：区民アンケート調査（平成 27 年度）

また、区では第 3 次一廃計画期間中、新たな資源の回収として、小型家電や蛍光灯の拠点回収、粗大ごみからの金属や布団の回収などに着手しました。

【取組の方向性】

分別の徹底

分別の徹底により、さらに資源化を進めます。

特に分別状況の悪い紙類とびんを中心に「ごみの中に資源化可能物を入れない」行動を徹底するための啓発や指導を引き続き進めます。

回収方法の改善

古布の拠点回収を見直し、集積所回収の導入など、区民が協力しやすい仕組みを検討します。

集団回収への参加促進

資源を効率的に回収できるよう、行政回収から集団回収への移行を図っていきます。

資源化品目の拡充

資源の有効利用の観点から、さらなる資源化品目の拡充を図ります。

(4) 事業系ごみの減量・適正処理に向けて

【課題】

事業系ごみは全体としては減少傾向にあるものの、まだ資源化が可能な紙類や生ごみが多く含まれています。

また、事業系有料ごみ処理券を貼付していない事業者も見られます。

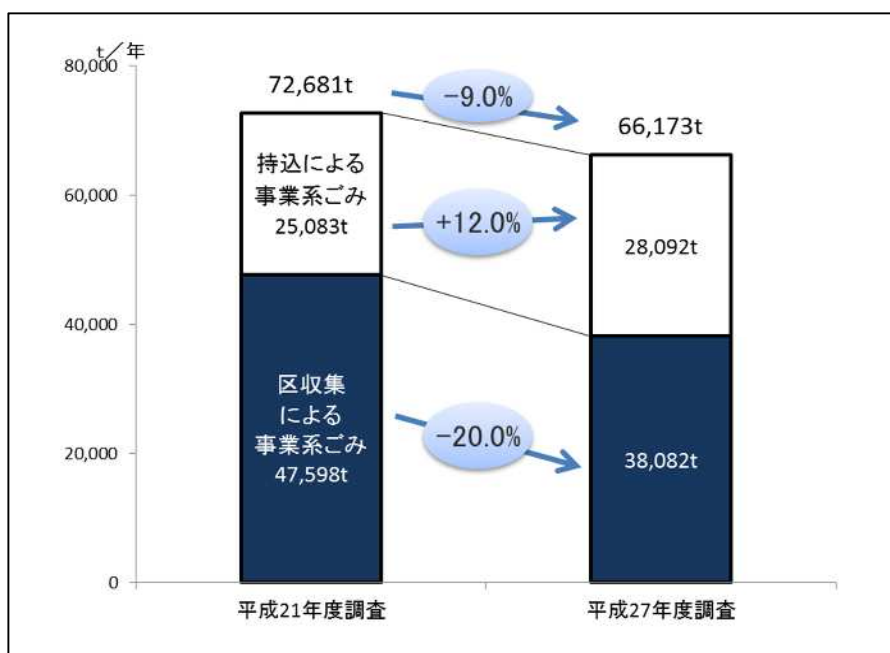
事業者が清掃工場に持込んだごみ量（持込による事業系ごみ量）は、年々増加しています。しかし、平成 21 年度と平成 27 年度の推計値を比較すると、事業系ごみは区収集から持込に切り替わっており、区収集による事業系ごみは減少しています。

全体として、事業系ごみは減少傾向にあると推計されます。

持込による事業系ごみ量の推移



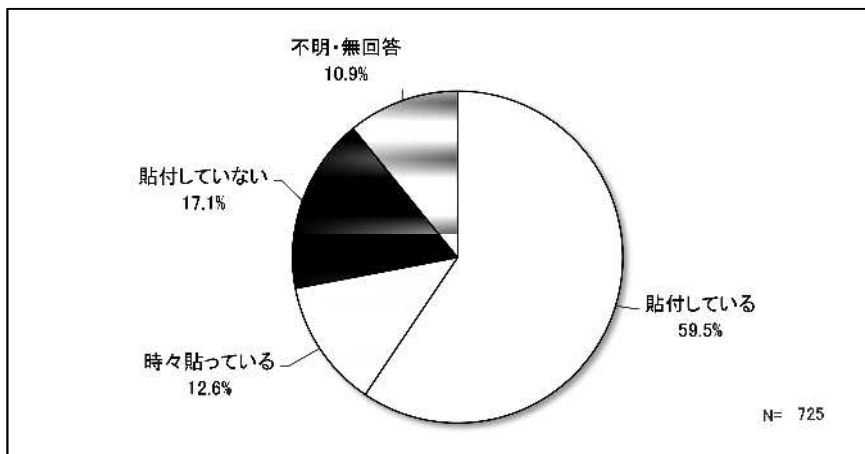
事業系ごみの推計値



出典：平成 21 年度、平成 27 年度排出実態調査を元に作成

小規模事業所に対しては排出量が少量（1回 30 kgまで）の場合に限り、事業系有料ごみ処理券を貼付することで、区による収集を行っています。平成 27 年度の事業所アンケート調査では、事業系有料ごみ処理券を貼付していると回答したのは 6 割しかなく、排出ルールの不徹底が見られます。

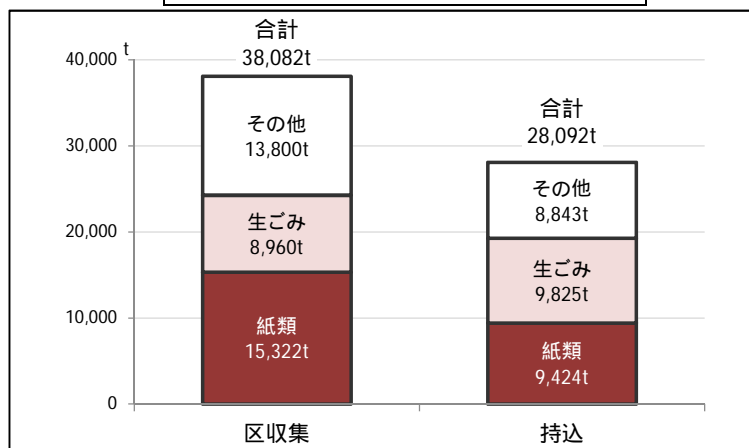
事業系有料ごみ処理券の貼付状況



出典：事業所アンケート調査（平成 27 年度）

なお、事業系ごみの内訳を見ると、紙類や生ごみが多く含まれているものと推定されます。

品目別事業系ごみ排出量の推定



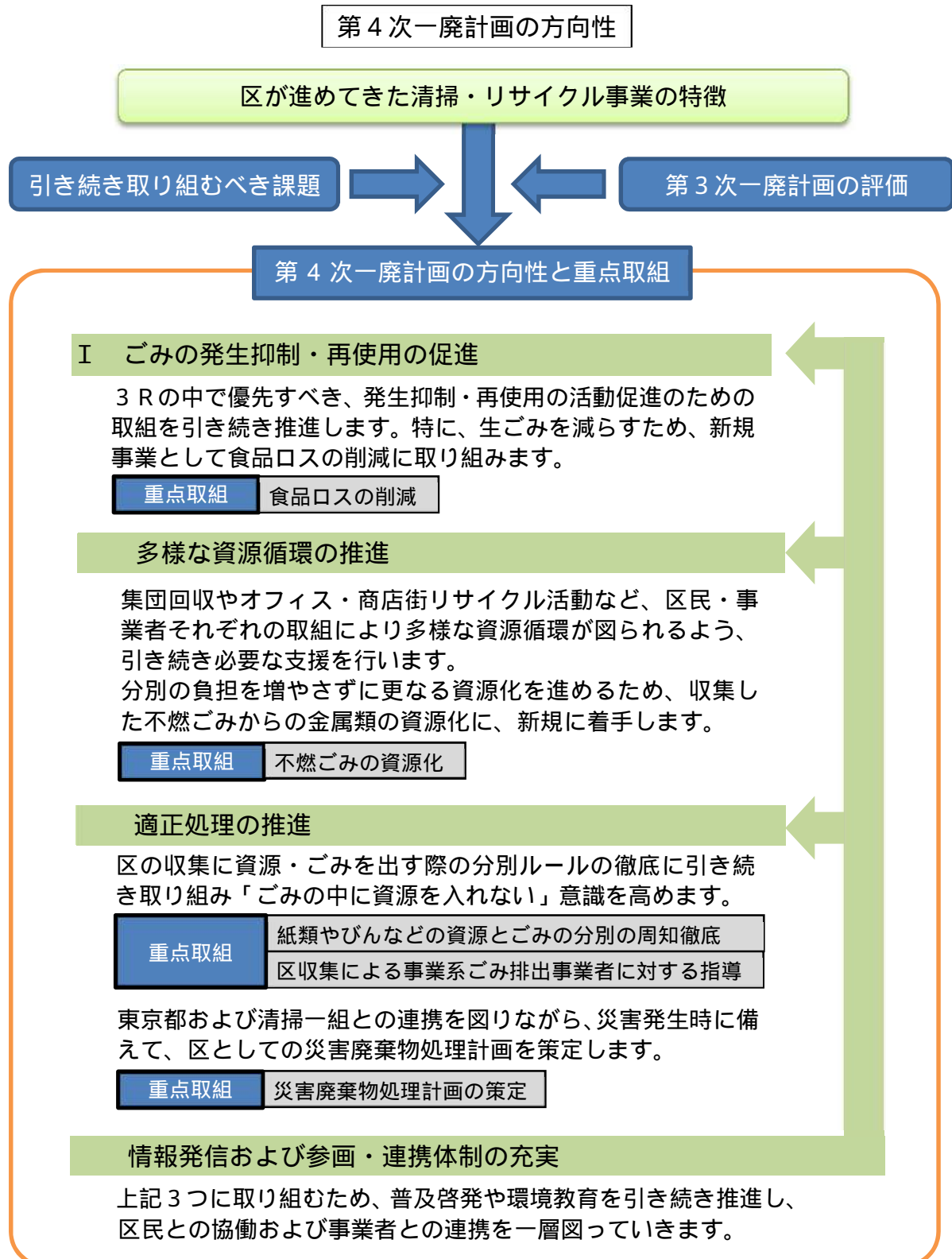
出典：事業所アンケート調査（平成 27 年度）

【取組の方向性】

事業系ごみは、原則として事業者が適正に処理する責任があります。
 事業者が分別ルールを徹底し、再使用や再生利用を促進できるよう、引き続き事業者に対する指導や啓発を進めます。

4 第4次一廃計画に向けて

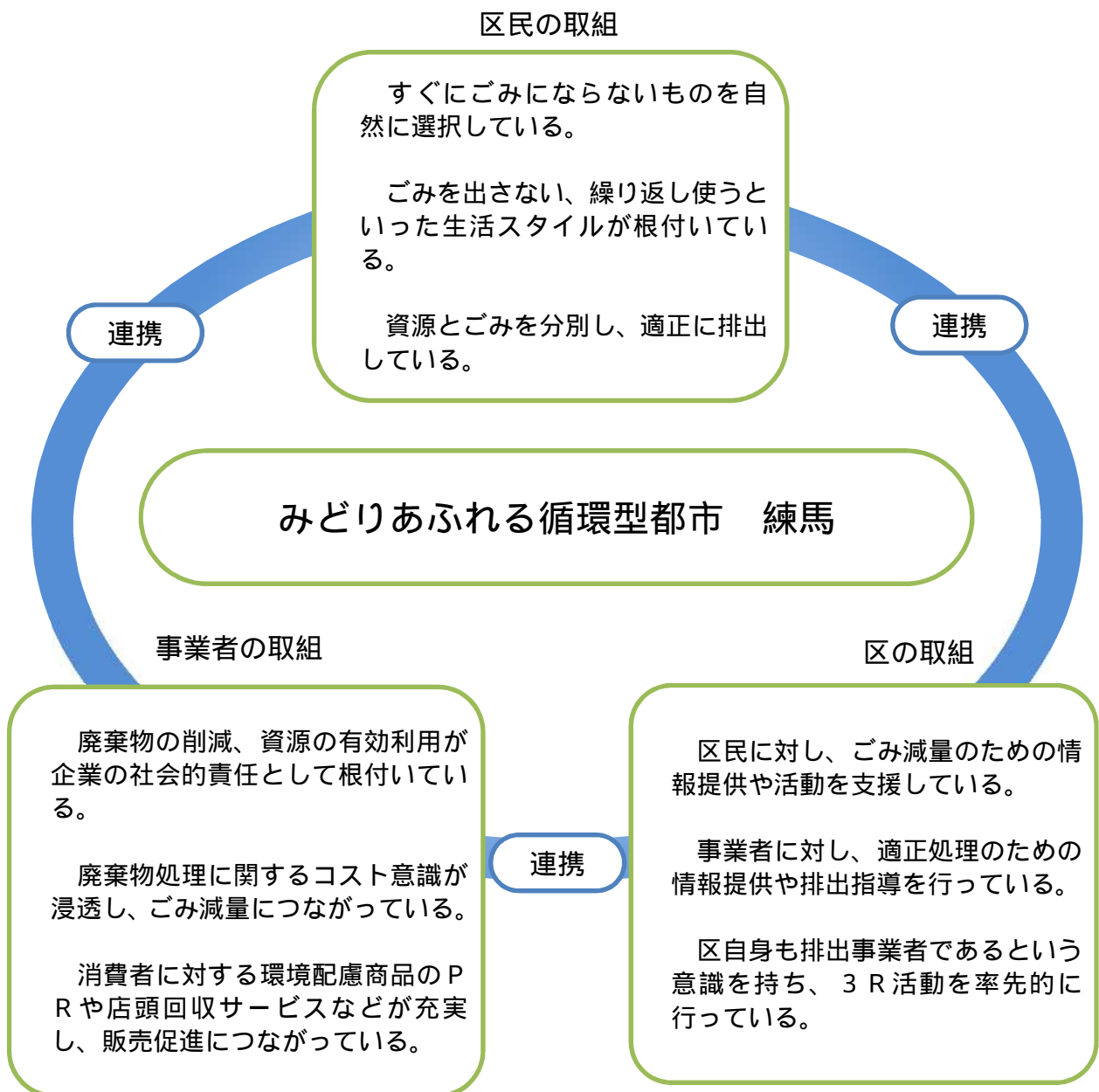
第3次一廃計画では、掲げられた取組を全て実施し、ごみ収集量の目標を達成したものの、資源回収量の目標は未達成でした。この結果と、先に述べた取り組むべき課題を踏まえ、第4次一廃計画の取組の方向性および重点として進めるべき取組を下図に示します。



5 基本理念

みどりあふれる循環型都市をめざします。

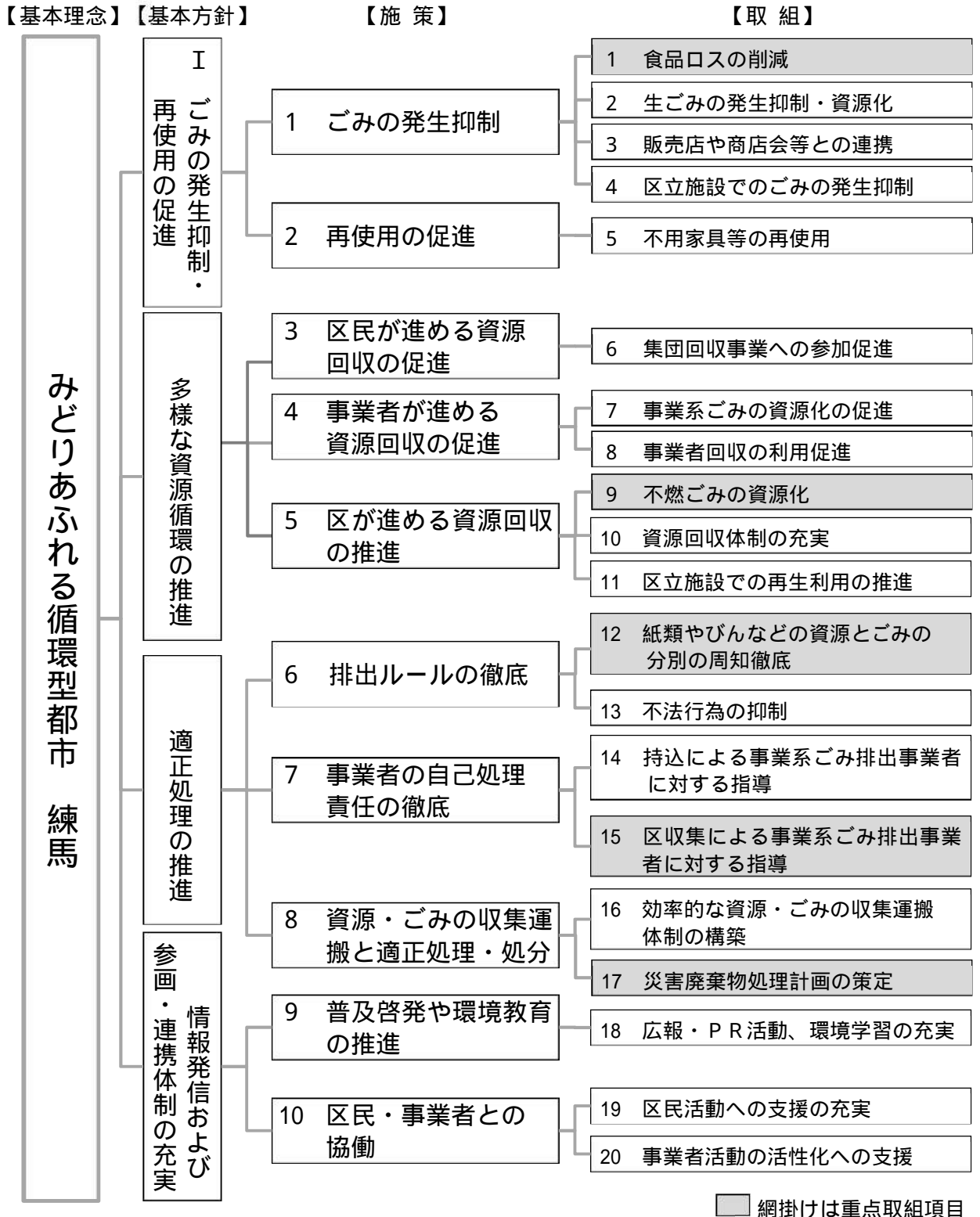
ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区
の取組が生活の快適さやうまいのある環境づくりにつながっていく、住んで
よかったと思える循環型のまちづくりをめざします。



6 施策体系

基本理念に立って、以下の施策に取り組みます。

課題解決をめざした取組や、速やかに実施すべき取組を、重点取組項目として設定しました。



施策1 ごみの発生抑制

取組1 食品ロスの削減（重点）

区民に対して、食品の賞味期限と消費期限の違いについて周知します。エコクッキング教室や食育活動等と連携し、効果的に情報を提供します。

区のイベントにおいてフードドライブ¹⁰事業を実施し、ごみとして捨てられる食品の有効利用を進めます。

事業者団体を通じて食品ロスの削減に関する呼びかけを行うなど、事業者・利用客双方が食品ロスの削減に取り組める方策を提案します。また、飲食店等に対しての情報提供や個別での呼びかけ等を継続します。

取組2 生ごみの発生抑制・資源化

リサイクルセンターで実施している生ごみ堆肥作り等の講習や、ねりま区報、清掃リサイクル情報誌ねりまの環などの媒体を通じ、生ごみの減量に効果的な「食べキリ 使いキリ 水キリ」の取組を広めていきます。

生ごみの減量や堆肥化に有効なコンポスト化容器や生ごみ処理機への助成の拡充および対象となる品目の充実を図ります。



10 フードドライブ：家庭や職場で余っている食品（缶詰やインスタント食品など）を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

取組 3 販売店や商店会等との連携

レジ袋の削減や過剰包装の抑制など、販売店における簡易包装の促進を呼びかけます。

商店会等と連携し、各種イベントにおいてごみ減量に向けた取組を推進していきます。

取組 4 区立施設でのごみの発生抑制

区立施設において、一層のごみの発生抑制に取り組めます。

給食を提供している区立施設では、食品ロスの削減に向けて取り組めます。

施策 2 再使用の促進

取組 5 不用家具等の再使用

粗大ごみとして収集した不用家具等のうち再使用可能な品物を、修理や清掃を行い、リサイクルセンターにおいて展示・販売します。

区民が利用しやすくなるよう、大型生活用品リサイクル情報掲示板¹¹のインターネット化を検討します。

リサイクルセンターや資源循環センターにおいて再生利用品¹²を展示し、再生利用品に関する情報を提供します。



練馬区資源循環センターでの再生利用品等の展示



リサイクルセンターでの家具等の展示・販売

11 大型生活用品リサイクル情報掲示板：大型生活用品の再使用のために、区庁舎や図書館など 15 箇所の公共施設に設置している掲示板。

12 再生利用品：使用済みペットボトルから作られた衣類や牛乳パックから作られたトイレトペーパーなど、リサイクル原料で作られた製品のこと。

施策3 区民が進める資源回収の促進

取組6 集団回収事業への参加促進

町会・自治会に加え、マンション管理組合等へも、集団回収への参加を呼びかけます。

集団回収を実施している団体に対して、作業用品の支給や貸し出しを継続します。

集団回収を実施している団体が、区内回収事業者をより活用できるよう、インセンティブ制度を検討します。

施策4 事業者が進める資源回収の促進

取組7 事業系ごみの資源化の促進

毎年実施している廃棄物管理責任者を対象とした講習会において、資源リサイクルへの意識向上を引き続き呼びかけます。

資源の自主回収ルートを持たない中小規模の事業者が、資源化に取り組みやすいよう「商店街・オフィスリサイクル・ねりま回収支援事業」¹³への参加を引き続き推奨していきます。

取組8 事業者回収の利用促進

事業者が拡大生産者責任¹⁴に基づき、販売した製品を自主回収するという意識を定着できるよう、適切な回収体制の整備を求めています。

事業者が店頭回収しているボタン電池や充電式電池、携帯電話等について、区民に店頭回収の利用を呼びかけます。

13 商店街・オフィスリサイクル・ねりま回収支援事業：練馬区リサイクル事業協同組合が主体の、商店街・オフィスなど事業活動に伴って発生したダンボールなどの古紙類を回収する事業。

14 拡大生産者責任：事業者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方。

施策5 区が進める資源回収の推進

取組9 不燃ごみの資源化（重点）

収集した不燃ごみの中から金属類を分別できるように検討し、ごみの減量を推進します。

蛍光管については、資源化ルートに乗せられるよう回収体制を構築します。

現行9品目の拠点回収を行っている小型家電について、回収品目の拡大を検討します。

取組10 資源回収体制の充実

びん・缶・ペットボトルの街区路線回収や、古布・小型家電等の拠点回収などの行政回収について、出しやすい仕組みを検討します。

取組11 区立施設での再生利用の推進

区立施設において古紙や生ごみの資源化を継続して行います。



びん・缶・ペットボトルの
街区路線回収



小型家電回収ボックス

施策6 排出ルール徹底

取組12 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底（重点）

パンフレットやホームページなど情報媒体の充実を図ります。

資源やごみの分別ルールの徹底のため、地域単位、集積所単位での青空集会の実施を継続し、資源・ごみの分別に関する知識を啓発します。

ごみとして排出される割合が高い紙類やびん類の分別の徹底を図れるよう、回収方法を検討します。

分別していないごみは警告シールを貼付し、適正な分別区分での排出を促します。

取組13 不法行為の抑制

不法投棄を防止するため、防止看板を配布するとともに、安全安心パトロールと連携した監視を実施します。

持ち去りが多い古紙については、回収事業者との連携を図り、持ち去り防止パトロールを継続します。また、違法に持ち去る者に対しては、氏名公表や告発などを行い、厳しく取り締まります。



▲青空集会の様子



▲資源持ち去り防止パトロール車両

施策7 事業者の自己処理責任の徹底

取組14 持込による事業系ごみ排出事業者に対する指導

延床面積1,000 m²以上の事業用大規模建築物に対し、立入を行い、適正排出を指導します。

収集運搬業の許可を受けた事業者を通して、排出事業者へ資源の分別徹底を働きかけます。

取組15 区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導（重点）

事業者による清掃工場への搬入、または収集運搬業の許可を受けた事業者による収集への移行を促します。

有料ごみ処理券を貼付せず排出する事業者に対する直接指導を強化し、中小規模事業者の排出状況が確認できる仕組みを検討します。

特別管理一般廃棄物¹⁵など、排出禁止物の自己処理の徹底を呼びかけます。

施策8 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

取組16 効率的な資源・ごみの収集運搬体制の構築

排出された資源・ごみを適切に収集運搬し、生活環境の保全に努めます。

効率的かつ安定した資源・ごみの収集運搬体制の構築をめざし、委託化を進めます。

資源の処理・処分は民間事業者を活用し、適正処理の履行確認を行います。

取組17 災害廃棄物処理計画の策定（重点）

災害により生じた廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理するため、東京都や清掃一組および他区との連携を図りながら、区の地域防災計画に沿って、区の災害廃棄物処理計画を策定します。

現在東京都が検討している、災害廃棄物処理計画の策定状況を注視し、国や東京都の動向をみながら、区の災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直していきます。

15 特別管理一般廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、政令で定められている廃棄物をいう。

施策9 普及啓発や環境教育の推進

取組18 広報・PR活動、環境学習の充実

リサイクルセンターや資源循環センターにおける3Rやごみ減量に関する学習会や講習会、見学会等の活動の充実を図ります。

小学校や保育園、幼稚園等において、ふれあい環境学習を行うとともに、こどもの森での活動とも連携し、体験型学習の充実を図ります。

練馬区環境清掃推進連絡会との連携を図り、引き続き区内一斉清掃や施設見学、研修会等を実施します。

照姫まつりやねりまエコスタイルフェア、地区祭などのイベントにおいて、分別ルールの周知徹底を図るため、情報提供を引き続き実施していきます。また、転入者の多い時期には、臨時窓口の開設やパネル展示等を検討します。



小学校にて



保育園にて



▲照姫まつりにて

施策 10 区民・事業者との協働

取組 19 区民活動への支援の充実

リサイクル・マーケットの主催者団体に対し、区報への開催内容掲載や、区立公園の使用許可申請手続き、チラシやポスターの印刷などの支援を継続します。

ごみ減量や資源化に、自主的に取り組む地域団体に対し、引き続き支援を実施します。

区民や地域団体がごみ減量や資源化を進めるための提案について、区として支援する方策を検討します。

取組 20 事業者活動の活性化への支援

ごみの減量やリサイクルの促進に向けた取組を行っている事業者の、優良な事例を広く知らせていきます。

ごみの減量や資源の分別・再生利用に顕著な成果を上げた事業所に対する表彰等を検討します。



リサイクル・マーケットの様子



3 R啓発冊子「できることから始めよう！」

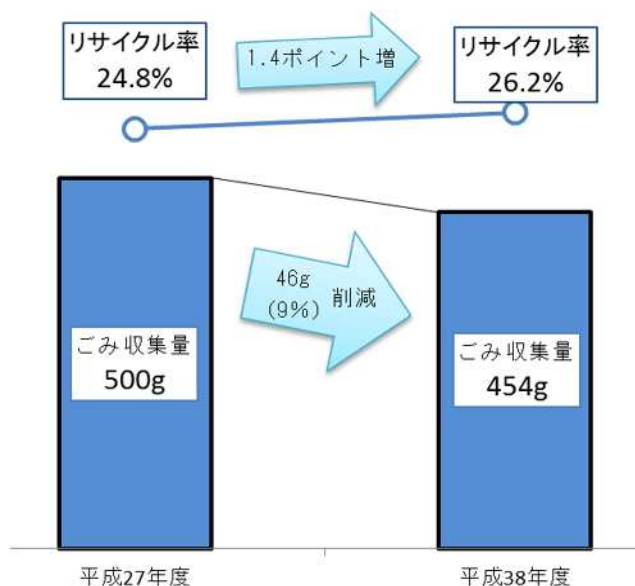
7 達成効果

施策体系に示した取組により、区民1人1日あたりのごみ収集量の削減と、リサイクル率の向上を達成します。

23区で一番少ない区民1人1日あたりのごみ収集量を実現していきます。

平成38年度の指標	
区民1人1日あたりのごみ収集量	454g以下
リサイクル率	26.2%以上

詳細はP.38参照



10年間で区民1人1日あたりのごみ収集量を500gから454gへと、46g削減します。1年間では約12,000t、清掃車のべ6,000台分のごみが削減できます。

清掃車のべ6,000台分の
ごみの削減になるねり～！！



練馬区公式アニメキャラクター ねり丸
©練馬区

8 資源・ごみの処理体制

(1) 資源・ごみの分別区分

回収する資源と収集するごみの分別区分は下表のとおりです。なお、危険性のあるバッテリーや灯油・ガソリン、処理が困難なオートバイや消火器など、廃棄物処理条例第 23 条に規定する排出禁止物は対象外です。

資源・ごみの分別区分

区分		内容
ごみ	可燃ごみ	生ごみ、草木、製品プラスチック、資源化できない紙くず等
	不燃ごみ	陶器類、資源化できない金属・ガラス等
	粗大ごみ	一辺が概ね 30 cm角以上の大型ごみ、建具、家具等
資源	古紙	新聞、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック
	容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法 ¹⁶ に規定されるプラスチック製の容器包装廃棄物
	飲食用びん・飲食用缶	リターナブルびん、ワンウェイびん、スチール缶、アルミ缶
	ペットボトル	飲料またはしょうゆなどの調味料で「ペットボトル識別表示マーク」のある指定ペットボトル
	古布	シャツ、ジーンズなどの衣類、毛布、シーツ、タオル、カーテンなど
	廃食用油	サラダ油などの植物性油
	乾電池	乾電池（充電式・ボタン型ではないもの）
	小型家電（9品目）	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター
	蛍光管	蛍光管

16 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律のこと。容器包装廃棄物のリサイクルに関する消費者・自治体・事業者のそれぞれの役割を定めたもの。対象となる「容器包装」とは、商品を入れていたり包んでいたりした「もの」で、商品が消費されたり分離された場合に、不要となる容器や包装物のこと。

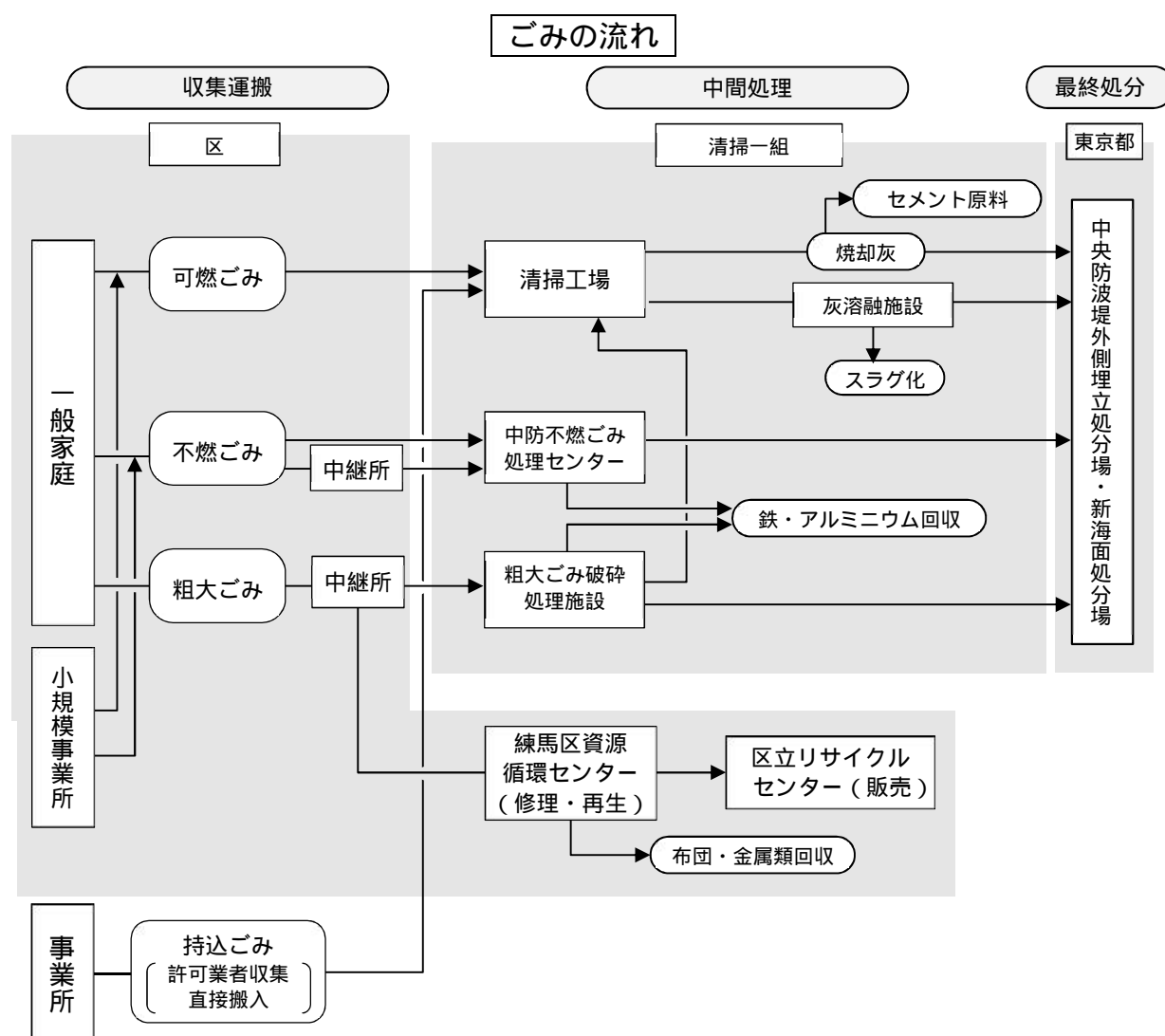
(2) 清掃・リサイクルシステムの概要

【ごみ】

清掃事業は、平成 12 年度に東京都から 23 区に移管され、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分までの適正処理を確保する責務が 23 区に移されました。

23 区はごみの中間処理（焼却や破砕、焼却灰のセメント原料化¹⁷・スラグ化¹⁸など）を効率的に行うことを目的に、共同で清掃一組を設置しました。これにより、ごみの収集運搬やリサイクル事業を各区が、中間処理を清掃一組が、最終処分を東京都へ委託してそれぞれ行っています。

したがって、23 区におけるごみ処理施設や最終処分場の整備に関する事項は、各区が独自に設置するもの以外、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画および東京都の廃棄物処理計画によって定められています。



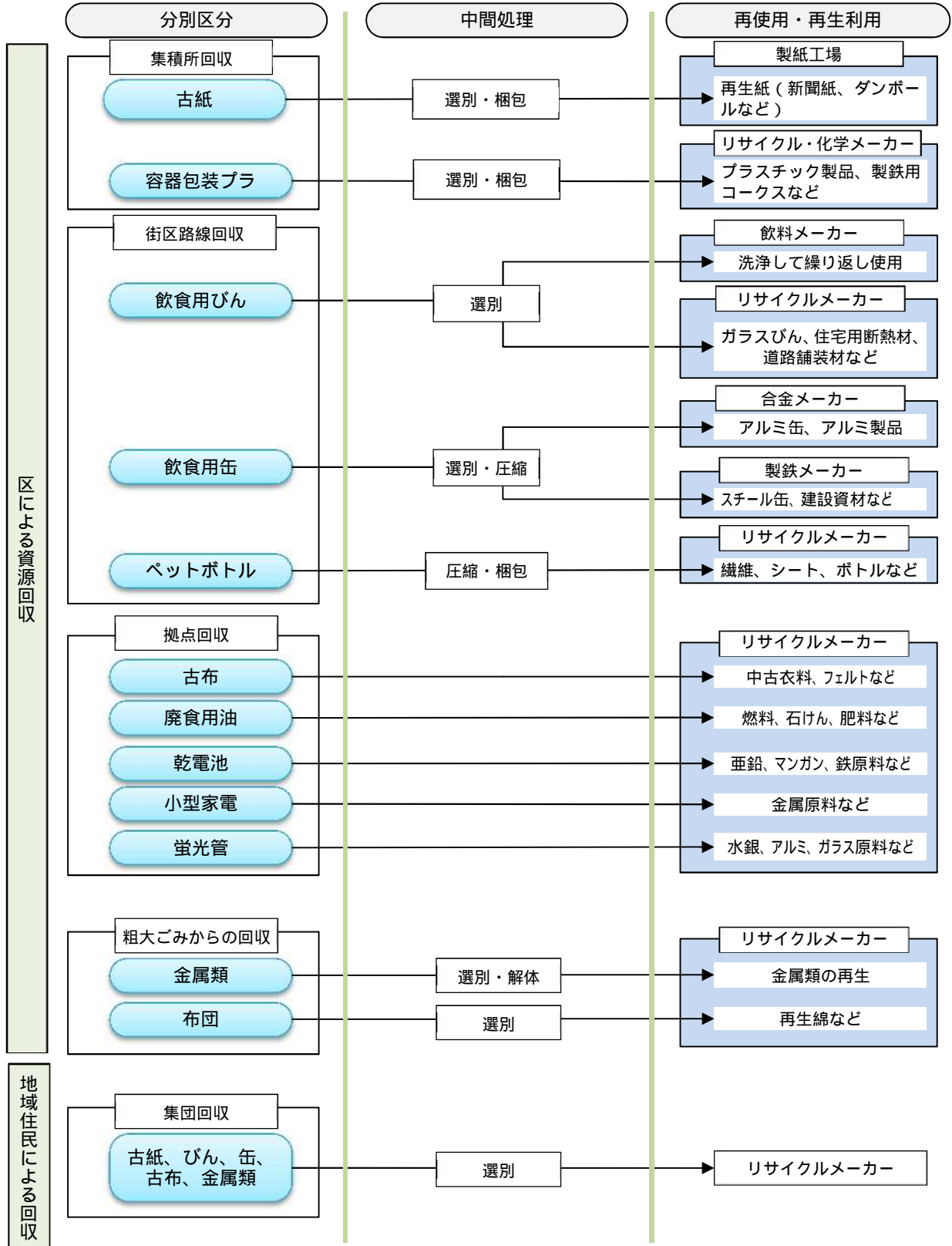
17 セメント原料化：ごみの焼却灰をセメントの粘土代替原料として用いることをいう。

18 スラグ化：焼却灰を高温で溶融し冷却して固化すること。平成 28 年 8 月現在 2 つの工場で実施。

【資源】

資源の回収は、集積所回収、街区路線回収、拠点回収および集団回収により実施しています。

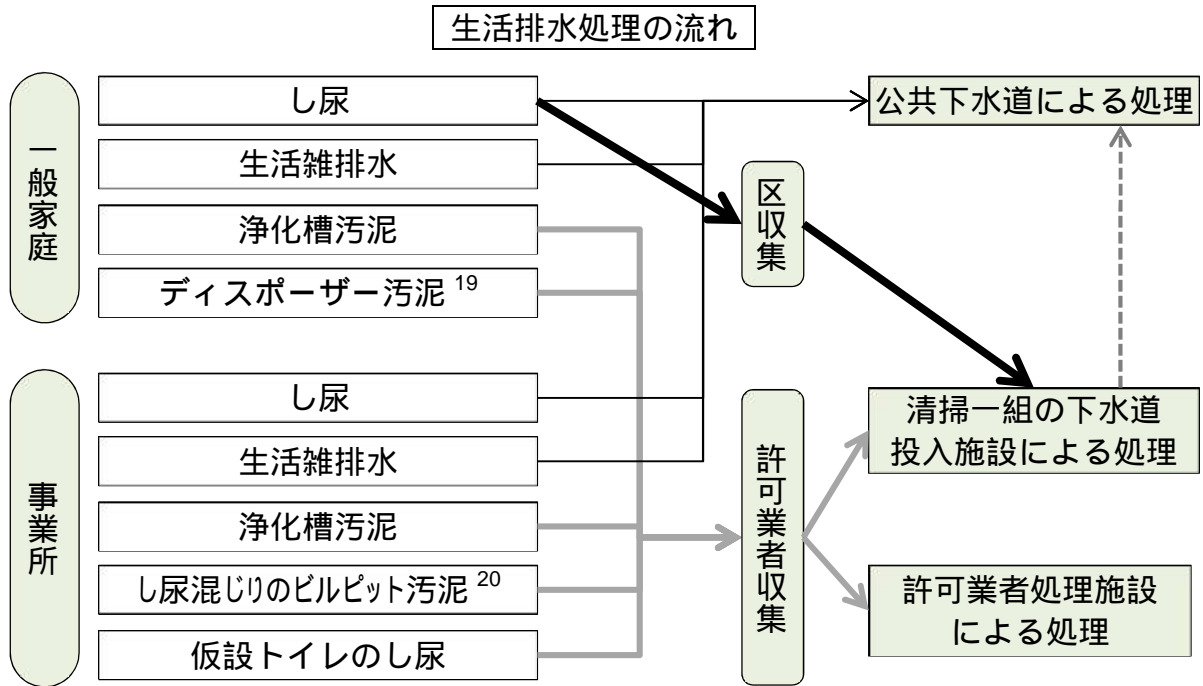
資源の流れ



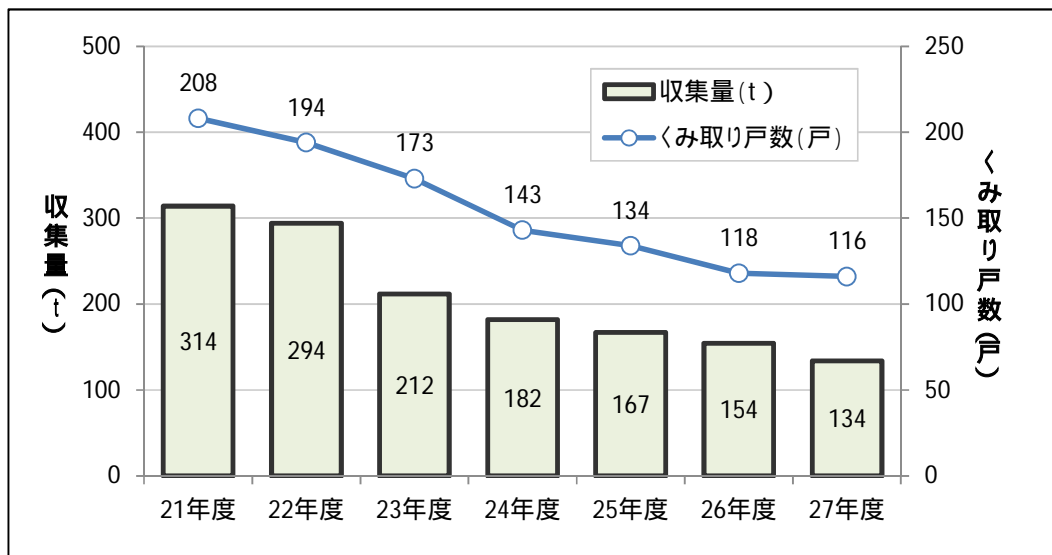
9 生活排水の処理体制

(1) 生活排水処理の現状

区内で発生する生活排水（し尿や生活雑排水など）の処理は、下図のとおりです。くみ取り戸数の減少に伴い、し尿収集量は年々減少しています。



し尿収集量・くみ取り戸数の推移



19 ディスポーザー汚泥：東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥で、一般廃棄物として清掃一組で受け入れている。

20 ビルピット汚泥：汚水、雑排水、地下水、雨水、厨房排水などを下水道放流するまでの間、一時貯蓄するためにビルの地下部分に設置した排水槽から発生する汚泥のこと。

(2) 生活排水処理基本計画

生活排水処理の範囲および基本方針

生活排水（し尿や生活雑排水など）は、公共下水道による処理を基本とします。

収集運搬体制

くみ取りし尿のみ区が収集運搬し、その他の浄化槽汚泥などについては、汚泥の収集運搬業の許可を受けた業者に委託するものとします。

処分体制

くみ取りし尿の処理は、清掃一組の処理施設に搬入して行います。その他の浄化槽汚泥などの処理は、清掃一組の処理施設またはし尿処分業の許可を受けた業者の処理施設で行います。

資料編

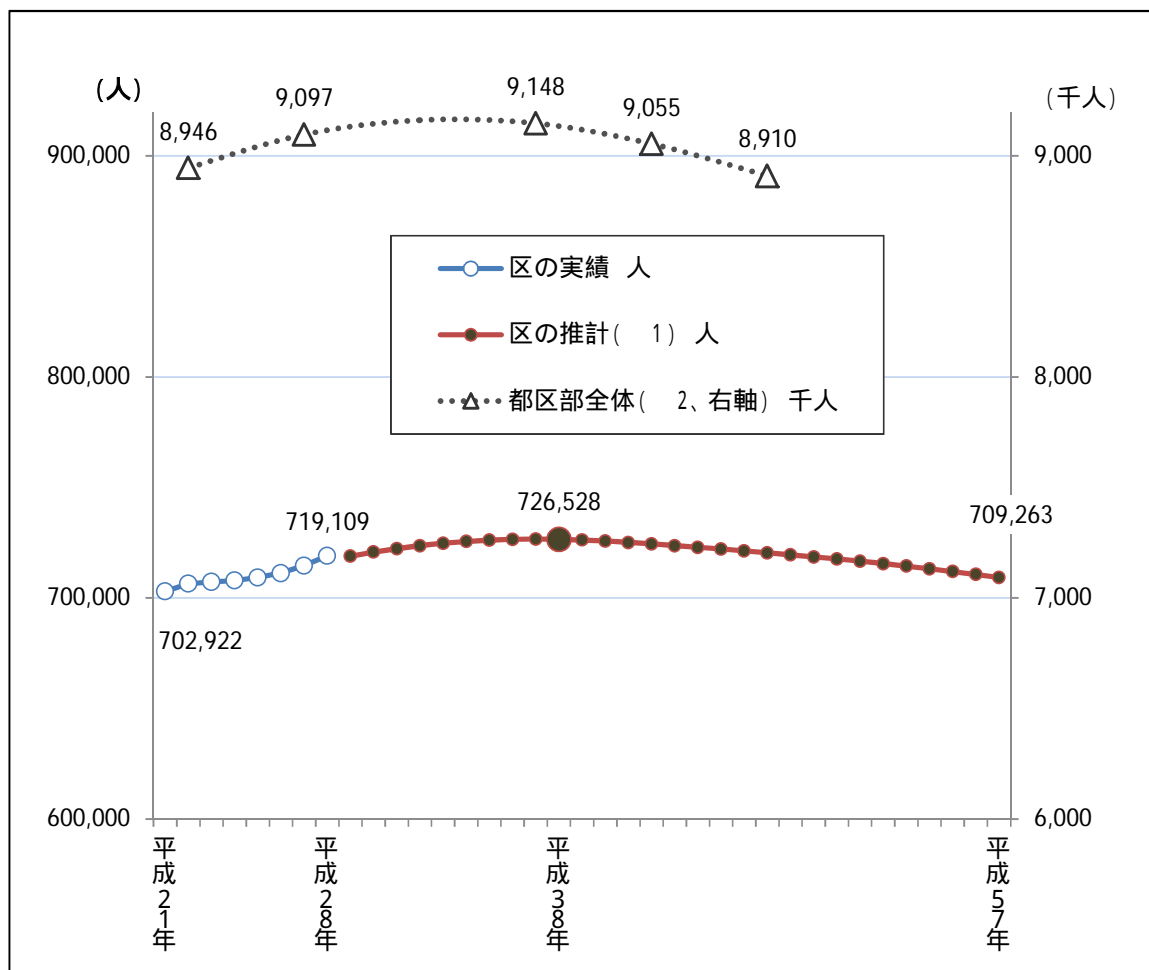
1 人口と事業所

(1) 人口

人口推計によれば、区の人口は平成 37 年度までは増加が続き、その後は減少傾向に転ずると見込まれています。

一方、23 区全体の人口は、平成 32 年度をピークに減少傾向に転ずると予測されています。

各年 1 月 1 日現在人口の実績・将来推計

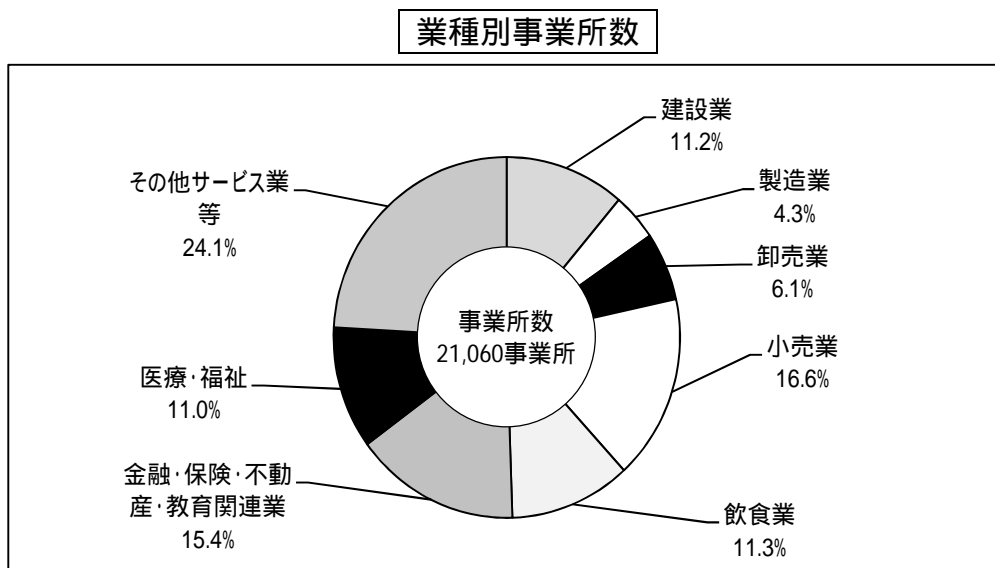


出典： 1 練馬区人口ビジョン（平成 27 年 12 月）
2 「東京都区市町村別人口の予測」東京都総務局（平成 24 年 3 月）

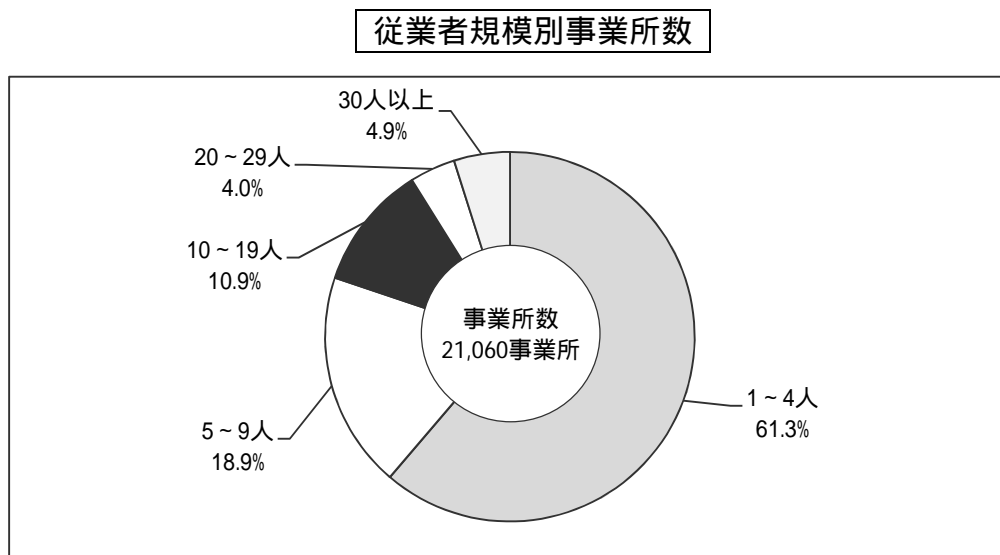
(2) 事業所

平成 26 年経済センサス²¹では、区内には 21,060 の事業所があり(公務を除く) 半数以上が飲食業、金融・保険・不動産業、医療・福祉といったサービス業です。

従業者規模は、20 人未満が 9 割以上を占めており、小規模事業所が多くなっています。



出典：総務省「経済センサス基礎調査」(平成 26 年)



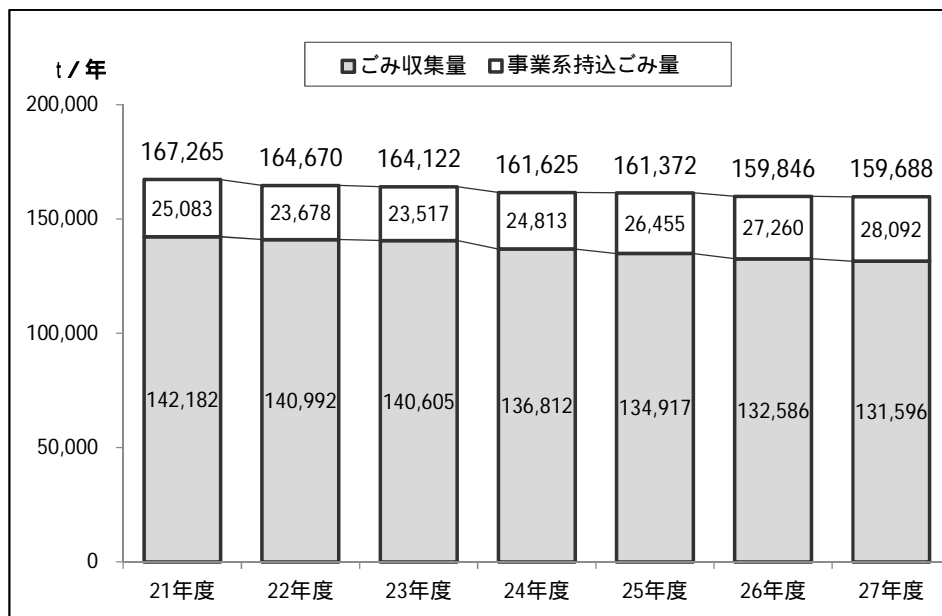
出典：総務省「経済センサス基礎調査」(平成 26 年)

21 経済センサス：統計法に基づき、事業所および企業の経済活動の状態や、我が国における包括的な産業構造を明らかにすることを目的として実施される統計調査。

2 資源回収・ごみ収集実績

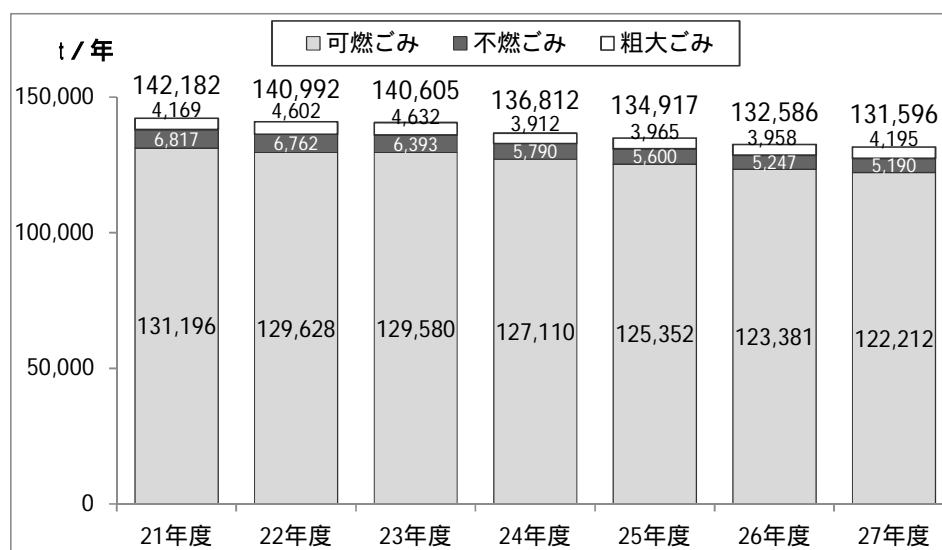
【ごみ量全体の推移】

ごみ量全体（ごみ収集量と事業系持込ごみ量の合計）は減少傾向にありますが、事業系持込ごみ量は平成 24 年度以降増加傾向です。



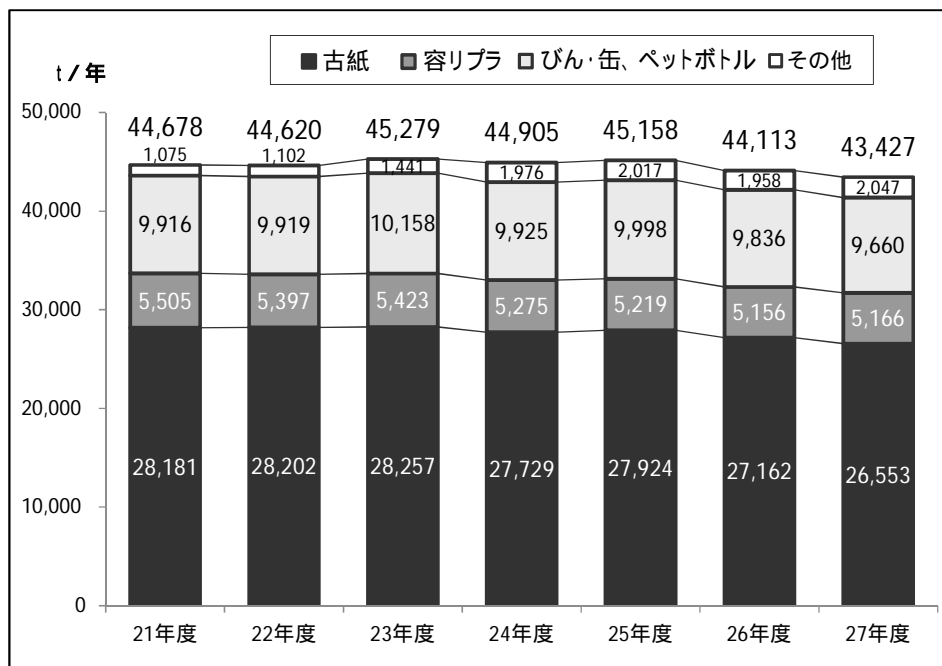
【ごみ収集量の内訳】

可燃ごみと不燃ごみは平成 21 年度以降、一貫して減少傾向にありますが、粗大ごみは平成 24 年度以降、やや増加傾向です。



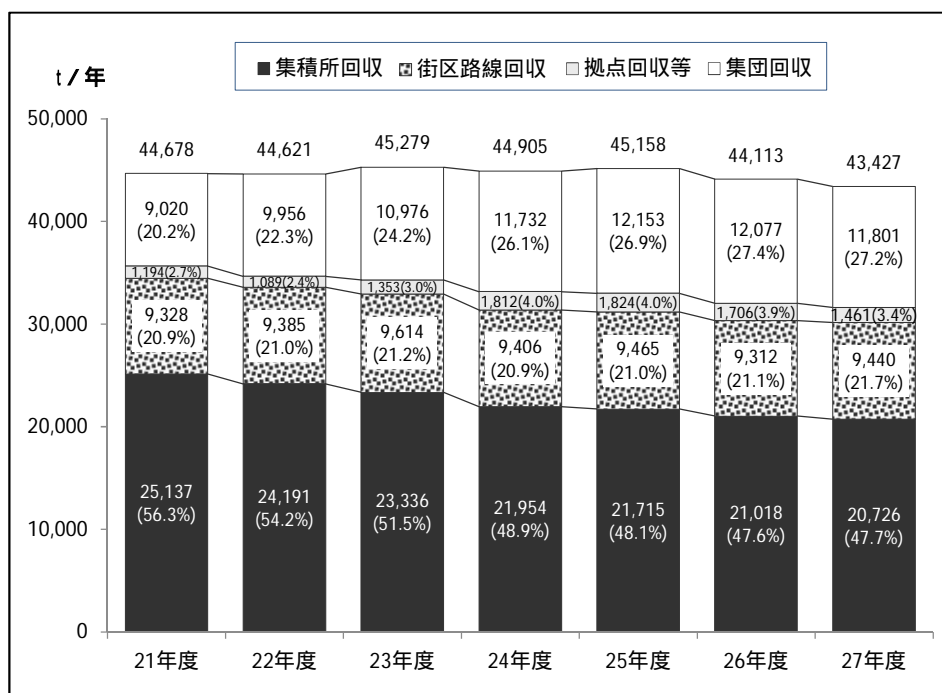
【資源回収量の推移】

資源回収量は平成 21 年度以降ほぼ横ばいで推移し、平成 26 年度、平成 27 年度とやや減少しました。



【回収方法別資源回収量の推移】

回収方法別では、集積所回収の割合が徐々に低下し、代わって集団回収の割合が上昇しています。

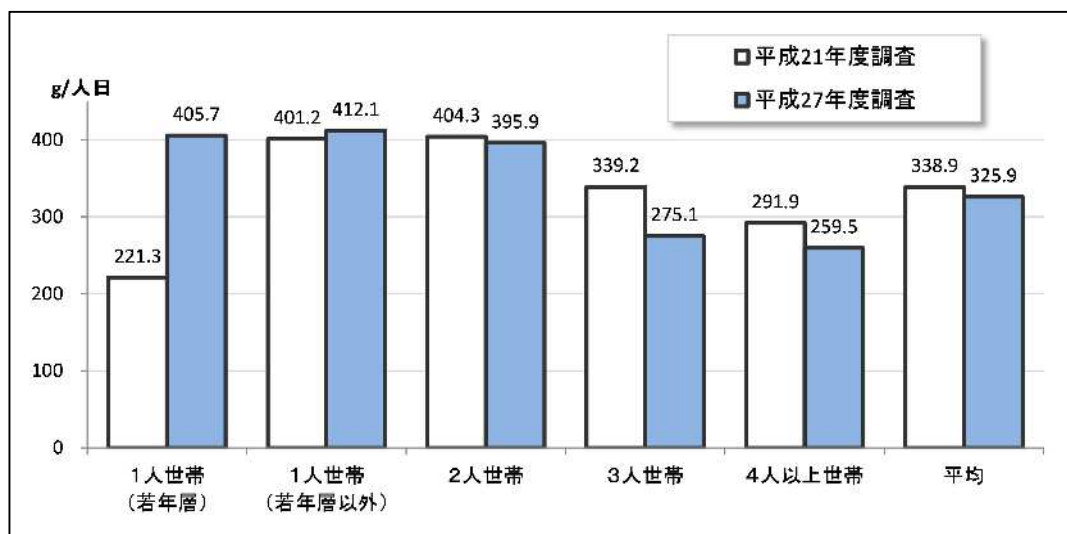


3 排出実態調査の概要

(1) 排出原単位調査

排出原単位調査は、調査区域内の集積所に家庭から排出されるごみを直接計量し、事業系ごみを含まない1人1日あたりのごみ排出量（排出原単位）を把握するものです。世帯人数別の可燃ごみ排出原単位の調査結果を、平成21年度調査、平成27年度調査とあわせ下図に示します。

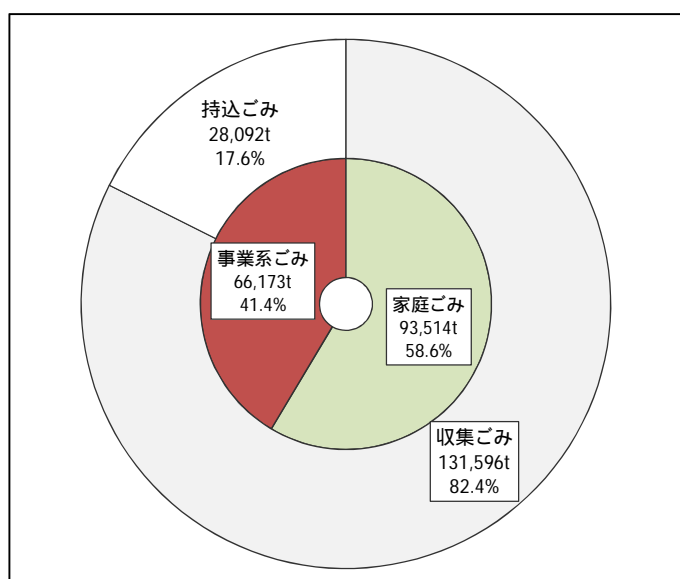
可燃ごみの純家庭排出原単位調査結果



(2) ごみの排出内訳

(1)の排出原単位調査から、平成27年度のごみ量（収集ごみ・持込ごみ）の内、58.6%が家庭ごみ、41.4%が事業系ごみと推定されます。

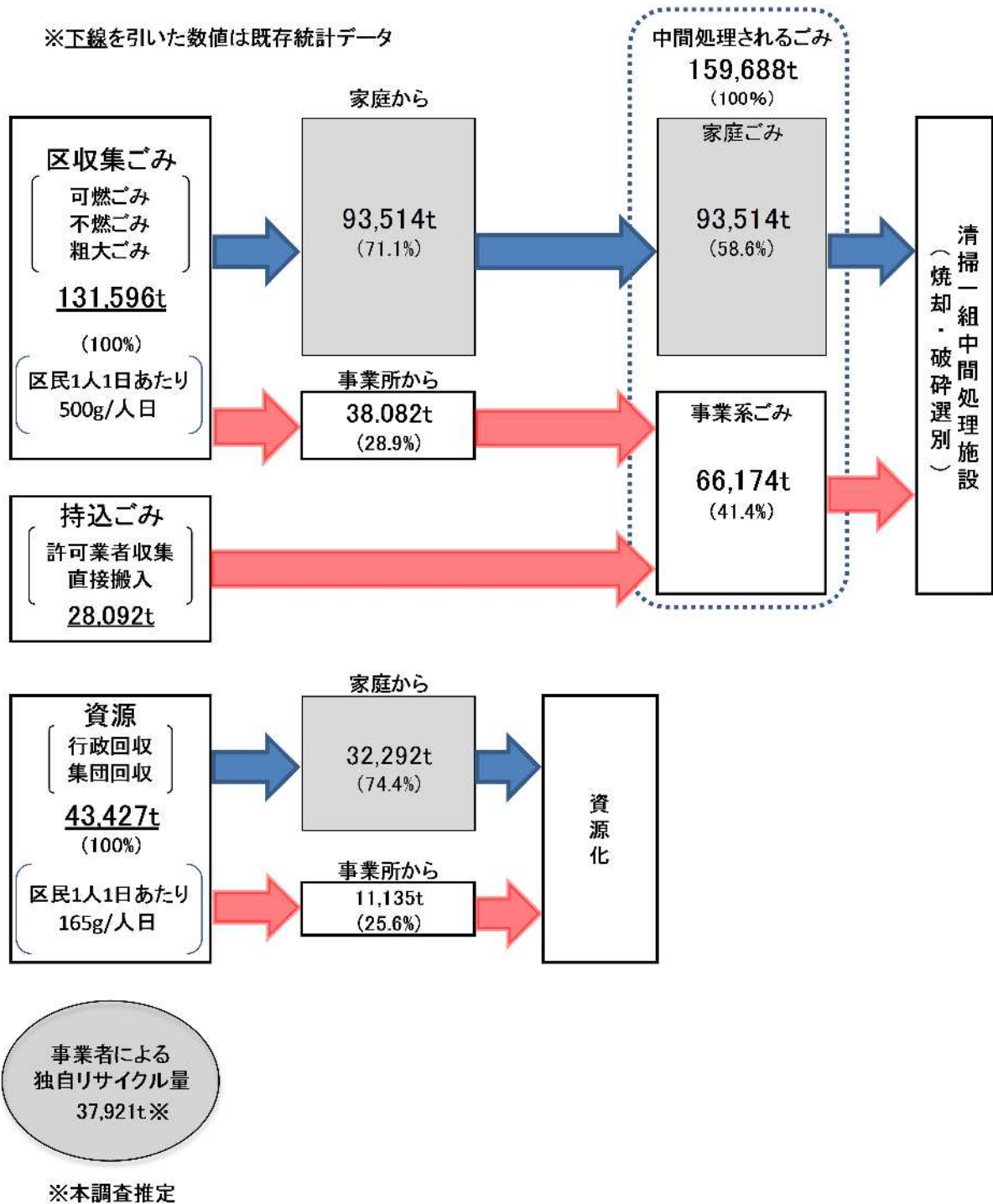
収集ごみ・持込ごみの排出推定内訳



(3) 資源・ごみの排出構造

平成 27 年度の資源・ごみの推定量と排出構造は下図のとおりです。

実態調査に基づく平成 27 年度のごみの推定量と排出構造



4 第3次一廃計画の進捗状況

(1) 数値目標の状況

第3次一廃計画では、区民1人1日あたりのごみ収集量、資源回収量、排出量の計画目標（平成32年度）（以下「計画目標」という。）となる数値を設定しました。

平成27年度の実績値では、ごみ収集量の削減量は計画目標に向けて順調に達成しつつある反面、資源回収量の増加量は計画目標を下回っています。排出量の削減量は平成27年度時点で同年度の計画目標を達成していますが、リサイクル率は伸び悩んでいます。

一方、平成27年度の事業系持込ごみ量は計画目標を2,173t上回っています。また、可燃ごみ中の資源化可能物等の割合も計画目標を4.9%上回っています。

第3次一廃計画の数値目標の状況

指標	式	平成21年度 実績	目標値		平成27年度の目標達成状況		
			計画目標 (平成32年度)	平成27年度 目標	実績	目標 達成状況	
区民1人1 日あたり (g/人日)	ごみ収集量	A	551	470以下	509	500	目標を9g上回る減量 で達成
	資源回収量	B	173	198以上	186	165	目標を21g下回り 未達成
	排出量	C=A+B	724	668以下	695	665	目標を30g上回る減量 で達成
リサイクル率(%)	D=B/C	23.9%	29.6%以上	26.8%	24.8%	目標を2.0ポイント下回 り未達成	
持込ごみ量(t/年)		25,083	25,919以下	25,919	28,092	目標を2,173t 上回り未達成	
可燃ごみ中の資源化可 能物等の割合(%)		19.8%	15%以下	15%	19.9%	目標を4.9ポイント上回 り未達成	

端数処理のため、内訳と計が一致しない場合があります。

第3次一廃計画策定時におけるリサイクル率の分子の内訳は、区が回収した資源回収量 + 集団回収量 + 清掃一組の中間処理施設からの資源回収量としていました。しかし、清掃一組の中間処理施設からの正確な按分が困難となり、この部分を除いたものに見直しました。

(2) リサイクル推進計画の進捗状況

計画初年度は 42 の取組項目（重点的取組項目 5、継続する取組項目 37）で構成していました。平成 27 年度では、取組項目数は重点・継続を合わせ 39 となっており、未実施の取組項目は平成 25 年度以降ゼロとなっています。

リサイクル推進計画の取組状況

項目		年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
取組項目 重点的	取組項目数		5	5	5	5	5
	新規実施		1	1	1	0	1
	継続実施		4	4	3	4	3
	未達成、未実施		0	0	0	0	0
	評価対象外		0	0	1	1	1
取組項目 継続する	取組項目数		37	36	35	34	34
	新規実施		0	0	0	0	1
	継続実施		30	31	33	33	32
	未達成、未実施		5	3	0	0	0
	評価対象外		2	2	2	1	1
合計	取組項目数		42	41	40	39	39
	新規実施		1	1	1	0	2
	継続実施		34	35	36	37	35
	未達成、未実施		5	3	0	0	0
	評価対象外		2	2	3	2	2

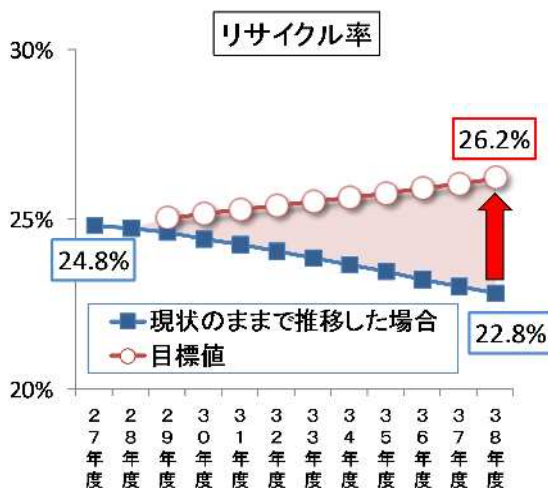
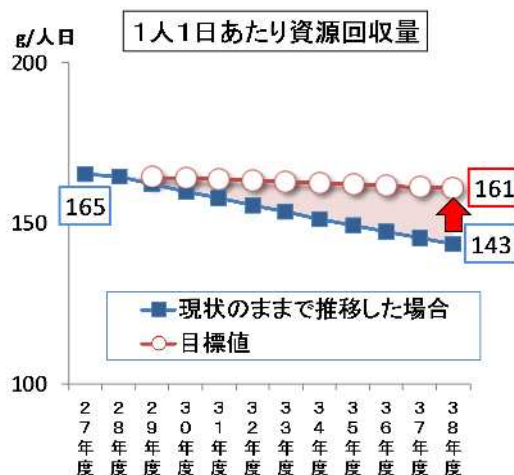
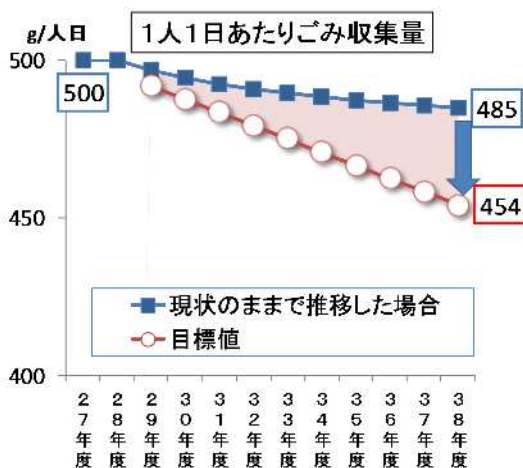
5 年度別推計

1人1日あたりの年度別推計値

単位:g/人日

年度	1人1日あたり ごみ収集量 A	1人1日あたり 資源回収量 B	リサイクル率 $C = B \div (A + B)$
27年度	500 (500)	165 (165)	24.8% (24.8%)
28年度	496 (500)	165 (164)	24.9% (24.7%)
29年度	492 (497)	164 (162)	25.0% (24.6%)
30年度	488 (494)	164 (160)	25.2% (24.4%)
31年度	484 (492)	164 (158)	25.3% (24.3%)
32年度	479 (491)	163 (156)	25.4% (24.1%)
33年度	475 (489)	163 (153)	25.5% (23.9%)
34年度	471 (488)	163 (151)	25.7% (23.7%)
35年度	467 (487)	162 (149)	25.8% (23.5%)
36年度	462 (486)	162 (147)	25.9% (23.2%)
37年度	458 (486)	161 (145)	26.0% (23.0%)
38年度	454 (485)	161 (143)	26.2% (22.8%)

カッコ内数値は現状のまま推移した場合の推計値です。



年間の年度別推計値

単位:t/年

年度	人口 (人)	年間 ごみ収集量 A	年間 資源回収量 B	年間 排出量 A+B
27年度	718,505	131,596 (131,596)	43,427 (43,427)	175,023 (175,023)
28年度	716,875	129,835 (130,764)	43,112 (42,997)	172,947 (173,761)
29年度	718,877	129,090 (130,348)	43,130 (42,532)	172,220 (172,880)
30年度	720,711	128,310 (130,054)	43,140 (42,061)	171,450 (172,115)
31年度	722,317	127,830 (130,186)	43,260 (41,696)	171,090 (171,882)
32年度	723,642	126,600 (129,640)	43,120 (41,093)	169,720 (170,733)
33年度	724,740	125,680 (129,473)	43,090 (40,596)	168,770 (170,069)
34年度	725,593	124,710 (129,314)	43,040 (40,092)	167,750 (169,406)
35年度	726,184	124,030 (129,503)	43,090 (39,688)	167,120 (169,191)
36年度	726,552	122,630 (128,977)	42,900 (39,061)	165,530 (168,038)
37年度	726,668	121,540 (128,789)	42,800 (38,537)	164,340 (167,326)
38年度	726,528	120,350 (128,579)	42,790 (38,006)	163,140 (166,585)

年間量 = 1人1日あたりの量 × 人口 × 年間日数 (365日、うるう年は366日)
 カッコ内数値は現状のまま推移した場合の推計値です。